

# 地方独立行政法人堺市立病院機構不正使用防止計画推進委員会設置要綱

制 定 平成29年 3月13日

最終改正 平成29年 3月13日

## (目的)

第1条 地方独立行政法人堺市立病院機構における公的研究費の取扱いに関する要綱第12条に基づき、不正使用防止計画を推進するため、不正使用防止計画推進委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

## (業務)

第2条 委員会は、次の掲げる事項を扱う。

- (1) 不正使用防止計画に基づく業務の運営及びその推進に関すること。
- (2) その他不正使用防止計画の推進に当たり必要な事項に関すること。

## (組織)

第3条 委員会は次の各号に掲げる者をもって組織する。

- (1) 院長
- (2) 統括管理責任者
- (3) 副院長
- (4) 臨床教育研究センター長
- (5) その他理事長が指名する者

## (委員長)

第4条 委員会に委員長を置き、第3条第1号の者をもって充てる。

2 委員長は、委員会を招集しその議長となる。

3 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長が指名した委員がその職務を代行する。

## (議事)

第5条 委員会は、委員の過半数の出席がなければ議事を開くことができない。

## (庶務)

第6条 委員会に関する事務は、臨床教育研究センターにおいて処理する。

## (雑則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は委員会が別に定める。